

児童施設入園（４月新規入所）までの流れ

★保育園の申し込みをする前に ～次のことを確認しましょう～

- ①すでに出生している。もしくは２月１日まで出生予定である。
- ②町内に住所がある、もしくは高畠町に転入予定であり、引っ越し予定日が入園希望日より前の日である。
- ③以下の「保育に必要な要件」が来年度４月１日に適用できる

★保育に必要な要件 ～家庭内で保育が難しいと認められる十分な理由が必要です～

- ①保護者（父母等）が就労している
- ②入所申込児童の弟もしくは妹の出産予定月の前後２カ月である（予定月含む）
- ③育児休業中だが入園が決定した場合５月まで復帰予定である
- ④保護者が疾病や障がいにより保育ができない
- ⑤保護者が家族の介護等で保育ができない
- ⑥求職中だが、子供が入園後就労予定である
- ⑦保護者が就学もしくは職業訓練を受けている
- ⑧災害、DV などその他保育が必要と認められる要因がある

★申し込みから入園までの流れ

※町内の認定こども園を希望される場合は、直接希望のこども園へお申し込みください。

- ①入所申込書／就労証明書（就労・育児休業の場合）もしくは、保育の必要性に係る申告書（就労・育児休業以外の場合）を提出する。

※就労証明書と申告書は保護者（父母等）の方の分のみ必要です。

※**申込期間は１０月１日から１０月３１日**とします。

※第一希望通りに入所できない場合がありますので第二・第三希望もご記入ください。

※現在、兄や姉が幼児施設を利用しており、現況届等で就労証明書を提出している場合や、幼稚園・認定こども園（１号認定）を希望し保育の必要がない場合は、就労証明書、申告書は不要です。

- ②書類審査及び各児童施設との入所調整会議を行います。（１２月）

- ③保育園等でお子さんを交えた面接を行います。（１月中旬頃）

- ④入園内定（２月中旬）

- ⑤入所が内定した場合

「保育所を利用する方」は保育料口座振替の登録をお願いします。

（口座振替依頼書を指定銀行に提出もしくは町健康子育て課こども施設係窓口にて）

※認定こども園を利用する方の利用料は、各園での徴収となります。

- ⑥町から入所承諾および保育料決定通知書が送付されます。（３月下旬）

- ⑦４月入園



〈お問い合わせ〉

高畠町健康子育て課こども施設係

電話：0238-52-3031

入園後、以下についてご注意ください

保育の必要性の要件が変更（退職・就労など）した月の15日、もしくはそれが見込まれる月の前月15日までに高畠町健康子育て課こども施設係とご利用の施設に報告いただき、就労証明書もしくは申告書等を提出ください。

以上の手続きを行っていただいたのち、認定変更の要件に該当する場合は保育認定の変更となります。

※町内の保育所をご利用されている場合、世帯異動報告書を施設にご提出ください。

※満3歳以上で就労状況等の変更により1号から2号認定に変更を希望する場合は就労状況等の確認が必要になりますのでご連絡ください。

手続きが必要な場合

1. 高畠町から他市町村に転出される場合

- 退園される場合に限らず、継続して施設をご利用になる場合も必ずご連絡ください
- 新しい幼児施設に入所される場合だけでなく継続の場合も、新たにお住まいになられる市町村に入所申込書を提出ください
- ※支給認定は原則お住まいの市町村により行われます

2. 就労状況が変更する場合

- 就労証明書を再度提出いただきます

3. 失職された場合もしくは就職された場合

- 失職された場合は求職中となり申告書とハローワーク等が発行する証明書が必要となります。また、就職された場合は就労証明書を提出いただきます

4. 育児休業および産前産後休暇の予定がある場合

- 就労証明書または申告書を再度提出いただきます

5. 世帯状況が変更された場合（ご両親が離婚もしくは再婚された場合等）

6. その他、保育が必要となる事由が変更された場合